

小田原市女性活躍推進優良企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の活躍推進に積極的に取り組む市内企業等を小田原市女性活躍推進優良企業として認定し、その取組を紹介・情報発信することにより、市内企業全体の女性活躍に対する意識の醸成と取組とを推進し、働くことを望む誰もが性別に関わらず、それぞれの能力を生かし、多様な働き方ができるまちの実現を目指すことを目的とする。

(制度の愛称)

第2条 小田原市女性活躍推進優良企業認定制度の愛称は、「小田原Lエール」とする。

(対象企業等)

第3条 小田原市女性活躍推進優良企業認定（以下「認定」という。）の対象となる企業等は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 市内の個人事業主又は市内の法人（本店・本社、支店・支社、事業所、営業所、工場、店舗等を有する企業又は団体等）とし、かつ、常時雇用する労働者をして事業活動を行っていること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有しないもの
- (3) 法令、条例等を遵守しているもの

(認定要件)

第4条 認定の要件は、次に掲げる女性活躍推進の取組全てについて取り組んでいるものとする。

- (1) 女性活躍に関する推進体制並びに職場環境及び風土の改善への取組
- (2) 多様な働き方、休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランス実現への取組
- (3) 採用、職域拡大、管理職登用等の女性活躍の促進への取組

(認定申請方法)

第5条 認定を受けようとする企業等の代表者（以下「申請者」という。）は、小田原市女性活躍推進優良企業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）

と別に定める女性活躍推進取組確認表に、必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、必要に応じて、申請者に聞き取り調査等を行うことができる。

(申請期間)

第6条 前条の規定により申請できる期間は、毎年度7月1日から9月30日とする。ただし、令和2年度の申請期間は、令和3年1月4日から1月31日とする。
(確認審査)

第7条 市長は、第5条の規定に基づき認定申請書が提出された場合は、別に定める認定基準に基づき、審査を行うものとする。また、審査を行うに当たって必要と認める場合は当該企業等の女性活躍推進の取組等について必要な調査等を行い、又は報告を求めることができる。

(認定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく審査の結果、適当と認める場合は、認定基準に応じた認定段階に、当該企業等を認定することができる。

2 市長は、認定の可否を決定したときは、その結果を小田原市女性活躍推進優良企業認定結果通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知する。

(認定の有効期限)

第9条 認定の有効期限は、企業等が認定を受けた日から2年経過した日の属する年度の年度末までとする。

(認定の更新)

第10条 認定を受けた企業等（以下「認定企業」という。）は、2年ごとにその更新を申請することができる。

2 前項に規定する更新の申請は、認定の有効期限が満了する日の属する年度の申請期間に行うものとする。

3 第5条から第7条までの規定は、第1項の更新について、準用する。

(認定企業の公表等)

第11条 市は、認定企業に対して、別に定める認定証を交付するとともに、小田原市公式ホームページ及び広報紙等で認定企業の名称や取組内容等を広く公表する。

2 認定企業は、別に定める基準により、広告や名刺等に認定段階に応じた「小田原市女性活躍推進優良企業認定制度のロゴマーク」を表示することができる。

(変更・辞退の届出)

第12条 認定企業は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を小田原市女性活躍推進優良企業申請事項等変更・辞退届（様式3号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 認定企業の名称又は所在地に変更があったとき。
- (2) 認定企業の代表者の氏名に変更があったとき。
- (3) 第3条又は第4条の要件に該当しなくなったとき。

(認定の取消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号に該当する旨の届出を受けたとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定企業が、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行つたと認められるとき。
- (4) 第3号に掲げるもののほか市長が特に認める場合

2 市長は、前項の規定に基づき、認定を取り消すときは、その理由を付して、小田原市女性活躍推進優良企業認定取消通知書（様式第4号）により、速やかに当該企業に通知する。

(取組状況の把握)

第14条 市長は、必要に応じて、認定企業に聞き取り調査等を実施するほか、取組状況が分かる書類等の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。